

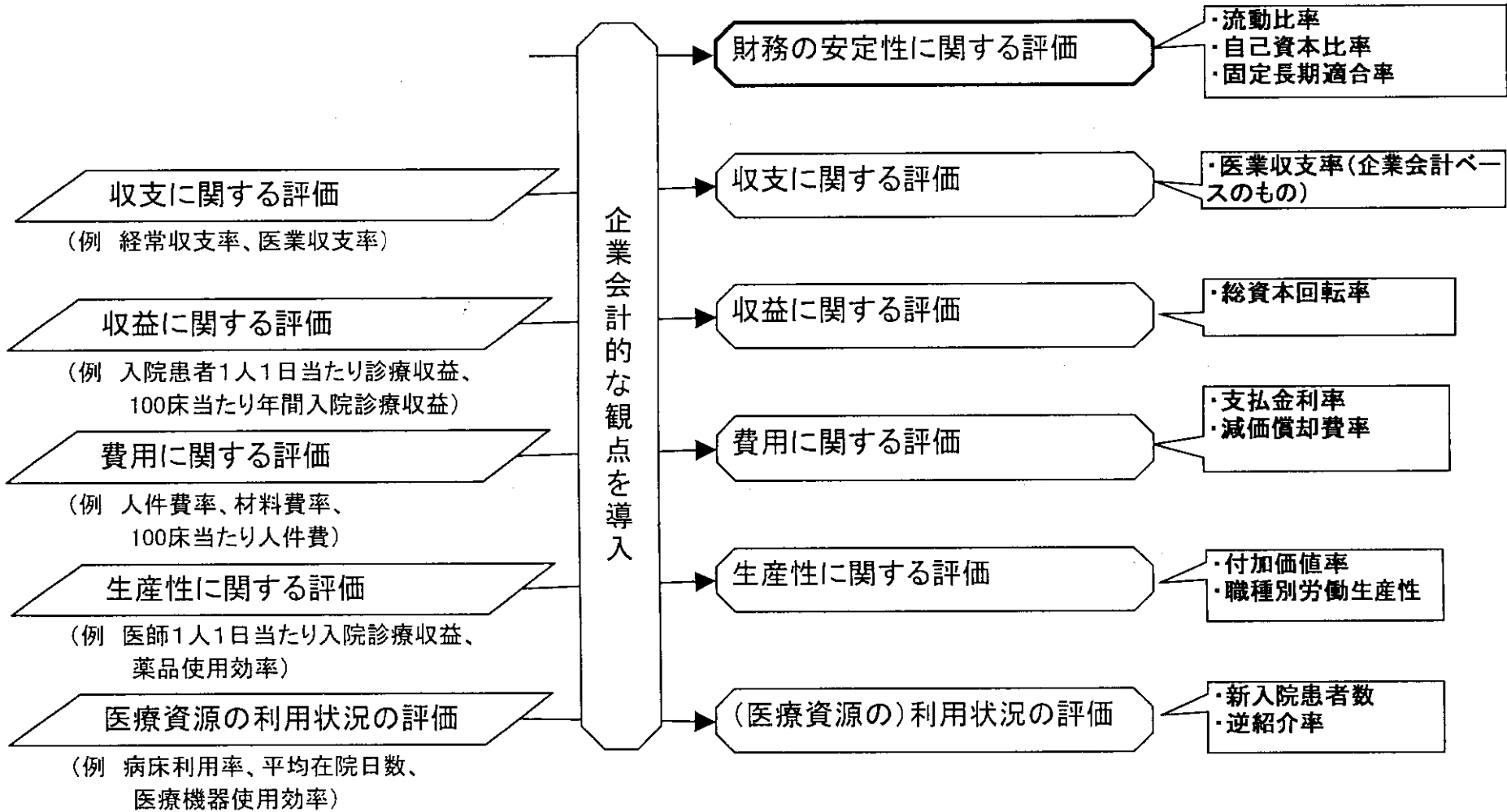
## 資料 4 - 2 参考資料

# 経営(管理)指標のイメージ(現行と独法化後)

現在採用中の経営管理指標

独法化後にさらに拡充・改善する経営(管理)指標(案)

(新たに導入を検討すべき指標例)



注: 独立行政法人化後も引き続き経営(管理)指標を経営分析等に活用するとともに、このうち中期計画において主なものを目標設定すべきではないか。

# 経営改善の推進

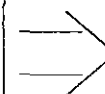
◎ 現在進めている経営改善方策を、職員一人ひとりの経営意識の向上を図りつつ、着実に推進していく

-2-

現 状
○国の会計諸規定に基づく事務処理 ・原則単年度契約 ・政府調達に関する協定
○同種同効薬品の整理、後発医薬品の採用
○同規格材料の整理
○契約情報の収集
○院内SPD（物品管理）システムによる在庫管理
○経営改善事例集、経営指導・監査指導等の概況等の作成
○業務委託の見直し（業者の変更）
○各種講習による意識改革



独立行政法人化後（今後の取組み）
○独自の会計基準の策定 ・複数年契約による契約価格の縮減 ・政府調達に関する協定（独法後も制約あり）
○医療機器の一括契約による費用の縮減
○同種同効薬品の整理、後発医薬品の採用促進
○同規格材料の整理促進
○徹底した契約情報の収集
○院外SPDシステム導入による在庫管理の徹底
○経営改善事例集、経営指導・監査指導等の概況等の利活用
○業務委託の見直し、拡大
○職員の意識改革（経営意識の向上）



・評価制度の導入	・経営分析システムの作成、財務、各種統計（経営（管理）指標
----------	-------------------------------

結果の検証

# 施設整備における経営改善のイメージ（現行と独法化後）（素案）

## 【現在の運用】

（会計法、予算決算及び会計令等に基づいて実施）

- 整備計画面積及び概算額等の積算
  - ※官庁営繕単価等に基づいて策定した「施設総合整備標準面積及び単価」を使用
- 予定価格の積算
  - ※公共建設工事積算研究会の積算基準に基づいて積算（市場単価方式も一部適用）
- 契約（発注）方法等
  - ※全体の工事を最長2ヶ年単位毎に分離発注・分割契約（予算の関係からこれまで2ヶ年の国庫債務負担行為によりセット） → 以降、随意契約により発注
- 官報公告（公正・透明な入札等手続）
  - ※政府調達に関する協定等に基づき、450万SDR（6億6千万円）以上の建設サービスについては、内外の業者を問わず競争契約を行うため、入札公告や落札状況の官報への掲載を行うことになっている
- 工事契約の適正化（談合防止対策）
  - 入札手続きの改善
    - ※電子入札の導入
    - ※混合入札の導入
    - ※一般競争参加資格の一層の拡大
    - ※再入札回数弾力の運用
  - 不正行為への対応
    - ※不正事業者の指名停止期間の厳格適用
    - ※不正行為に対する契約解除賠償予約の契約明記
  - 不正行為の防止・業務の透明化
    - ※事業発注方法等の見直し
    - ※大規模工事の設計・入札事務の本省集約
    - ※落札結果の公表

## 建設コストの一層の縮減・適正な工事契約の実施

## 【独法化後の取り組みの考え方】

（会計法、予算決算及び会計令等を準用する見込み）

- 必要整備面積の精査
  - ※償還確実性に一層配慮し、「施設総合整備標準面積及び単価」に基づき、機能低下を来さぬよう、病院個々の状況に応じた適切な仕様及び面積等を設定
- 市場の実態に即した予定価格の設定
  - ※積算基準に基づき仕様等を精査し、さらに民間等の実績を反映させた市場単価方式を取り入れるなどにより適切に積算
- 契約（発注）方法等の改善
  - ※全体の工事量を一括契約・一括発注するなどし、効果的な方法に改善
- 官報公告（公正・透明な入札等手続）
  - 政府調達に関する協定等は引き続き適用されるので適切に対応
- 工事契約の適正化（談合防止対策）の徹底
  - ※引き続き工事契約の適正化を推進

（注）現在、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議においては、「独立行政法人等は、原則として「統一基準」に基づいて営繕事業を実施するものとする。」という方向性で進められている。

# 独立行政法人移行後の人事システムのイメージ

## 基本的考え方

- ◆ 病院長の自らの責任による施設の運営 →
  - ・個々の病院の経営改善・政策医療の推進
  - ・人材育成のための適正な人材配置

## 【今までの人事異動】

- ◆ 病院長の意見反映がされにくい
- ◆ 職種毎に概ね2年のサイクル



## 【想定しうる移行後の人事システムの例】

- ◆ 病院の中期計画達成のために必要な人材を確保するため、人事について病院長の意見が反映できる仕組み。
- ◆ 病院長の業績評価の人事への反映。
- ◆ 職員が病院運営に意欲と責任をもって取り組めるよう1病院への在職期間を長期化。

## 病院の独自性・自主性(組織・人事)

- ◆ 予算、定員管理のため、  
組織が固定化、個々病院の機能が十分発揮できない、  
病院長の病院運営方針が反映しづらい
- ◆ 人事異動について病院長の意見が反映しづらい



### 病院長の自らの責任による病院運営

- ◆ 中期計画の策定と連動して、病院長が主体的に組織・職員数を計画
  - 病院長の運営方針の反映が可能
  - 病院の機能が十分に発揮できる体制の確立が可能
  - 長期的視点での運営が可能
- ◆ 人事について病院長の意見が反映できる仕組みを構築
  - 人材育成のための適正な人材配置が可能
  - 経営改善・政策医療の推進
- ◆ 病院長の業績評価の人事への反映

# 独立行政法人の給与制度のイメージ

## 現行の給与制度

**俸給**

- ・主に年功で決定
- ・一つの等級に複数の官職

**手当**

- ・業績を十分反映していない期末・勤勉手当
- ・職責に十分対応していない管理職手当

**勤務評定**

- ・上司による本人不在の評価制度
- ・給与に適正に反映されない評価結果

法人自ら給与制度を決定

職務の内容と責任に応じた給与  
 国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、  
 法人の業務実績等を考慮した給与支給基準

通則法57条

## 独法の給与制度

職務内容と責任  
 に応じた基本給

- [検討例]
- ・病院長等の年俸制の導入
  - ・一官職一等級
  - ・給与カーブの傾き

業績を反映した手当  
 職責に応じた手当

- [検討例]
- ・業績を適正に評価した業績手当
  - ・職員の仕事に的確に対応した役職手当
  - ・医師確保に柔軟に対応した医師手当

公正で透明性の高い  
 新たな評価制度

- [検討例]
- ・面接による評価制度
  - ・評価結果をフィードバック
  - ・評価結果の給与への反映

(注) [検討例]は、民間の事例等を参考にした一般的な検討事項の例を掲げたものである。

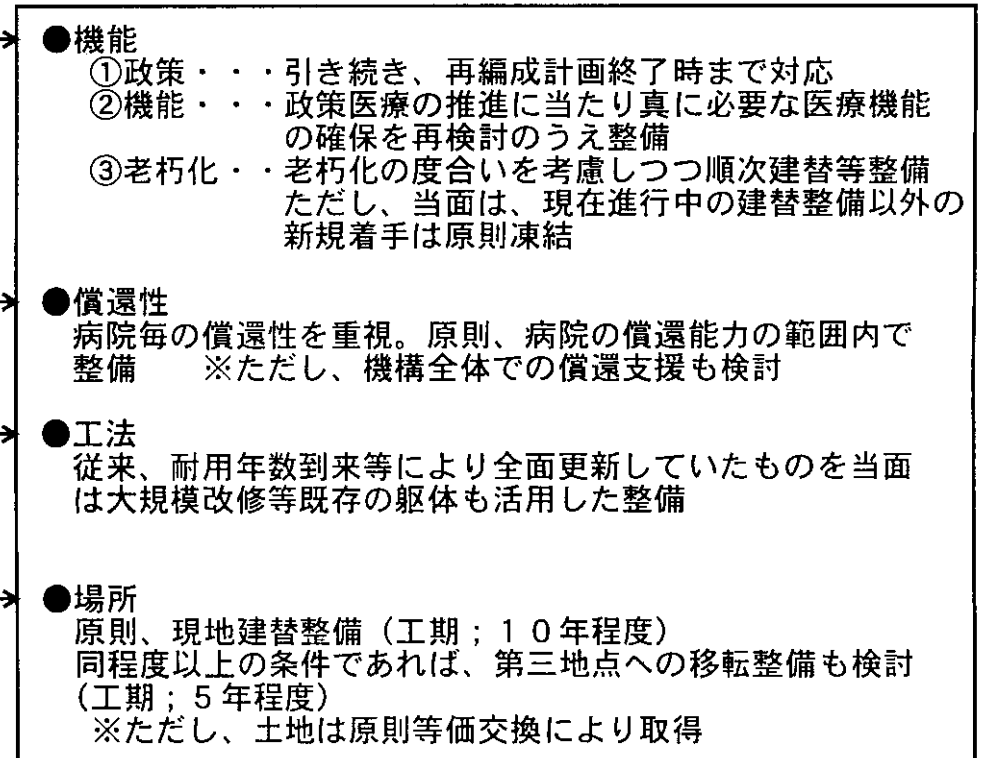
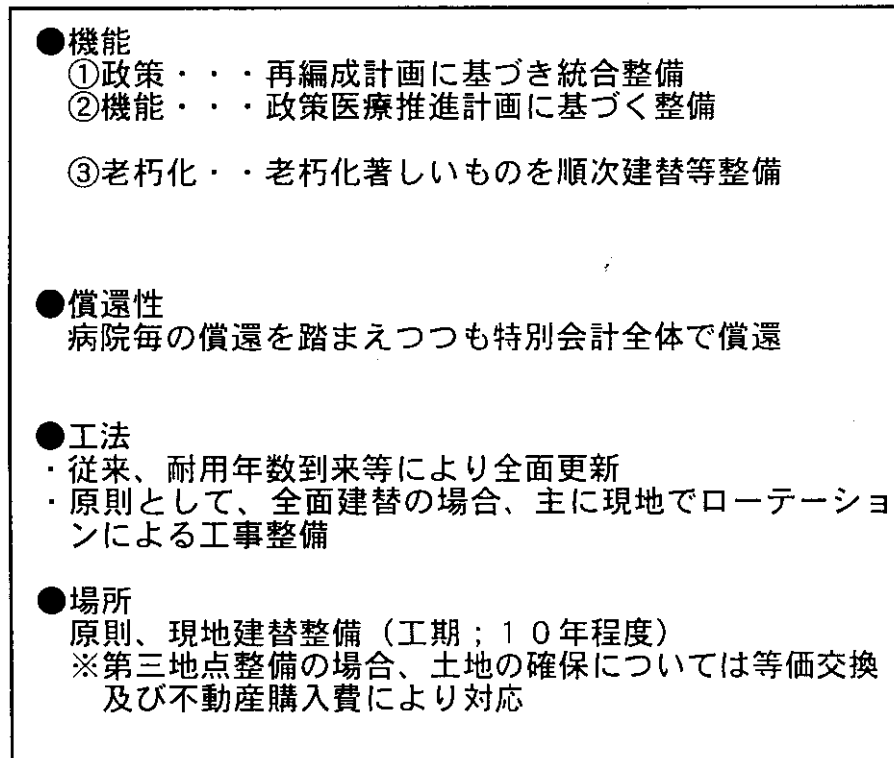
## 施設整備における整備の考え方のイメージ（現行と独法化後の比較）（素案）

### 【現在の施設整備】

1. 基本的考え方 老朽化の年数を基準とし、予算措置の範囲内で整備
2. 具体的な方向性

### 【独法化後の当面の施設整備の考え方】

1. 基本的考え方 機能と効率の両立を重視した、利用者本位の整備
2. 具体的な方向性



※「当面」とは、第1期中期計画を念頭においたものである。



# 施設整備における資金調達のイメージ（現行と独法化後）（素案）

## 【現在の資金調達等】

（国立病院特別会計施設整備費として予算要求）

施設整備	特別整備	(整備対象) ●病棟等の整備 ●5千万円以上の医療機器 ※診療収入に関連する整備が対象	(財源) ○ 財政融資資金からの借入金 ○ 自己資金（土地売却代、積立金）
	一般整備	(整備対象) ●研究部門等の整備 ※直接診療収入とは関連性のない整備が対象	(財源) ○一般会計からの繰入

### 独立行政法人化後は独自に資金調達

※病院の償還能力を十分に精査の上調達  
 ※整備規模等に依りて適切に調達・運用  
 ※資金調達の多様化によりリスク分散

## 【独法化後の資金調達の考え方】

診療収入に関連する整備  
 （整備内容、整備規模等に応じて運用）

○財政融資資金からの借入（長期）

◎政府保証債の発行  
 <国立病院機構法第17条>

◎財投機関債（国債機構）の発行  
 <国立病院機構法第16条>

◎市中金融機関からの借入（短期）

○機構資金<積立金、土地売却代等>

◎PFIの活用

注) 医療機器整備については、償還年数、整備規模等に応じて運用

直接診療収入と関連性のない整備

○施設整備補助金